（交付期間）

第五条　一の地域振興計画に係る交付金の交付期間は、地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して六会計年度を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する期間とする。

（交付申請）

第六条　交付金の交付の申請をしようとする道県（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（ただし、この条の規定に基づき行われる最初の交付の申請については、この限りでない。）に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書及び第三条第三項の規定により作成した地域振興計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第七条　経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2　前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3　経済産業大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第十二条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4　経済産業大臣は、第一項の規定による通知をしたときは、当該通知を受けた申請者（以下「交付金事業者」という。）から前条第一項の規定により提出された地域振興計画の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付の条件）

第八条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一　第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

二　交付金事業者が作成した地域振興計画に基づく事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。

三　交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

四　交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

五　交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、経済産業大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

（申請の取下げ）

第九条　交付金事業者であって、第七条第一項に規定する交付金交付決定通知書に記載された交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2　前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第七条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第十条　交付金事業者は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第四による交付金事業実施状況報告書を経済産業大臣が指定する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第十一条　交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第五による実績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2　交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第六による評価報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付金の額の確定）

第十二条　経済産業大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第七条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第八条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき交付金事業者の議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれる場合は、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4　交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項で定めるところにより、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5　経済産業大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、第三条第一項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一　交付金事業の名称

二　交付金事業の実施場所

三　交付金事業の概要

四　交付金事業に要した費用及び交付金の額